

序章 第2次野洲市環境基本計画策定にあたって

～里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境を次世代へ～

野洲市は、北に琵琶湖を臨み、南に近江富士と称される美しい三上山、また野洲川に代表される雄大な川に囲まれた自然豊かなまちです。また、この半世紀の間、農地の基盤整備に加え、京阪神のベッドタウンとして宅地開発や工業団地も形成され、先人から受け継いだ自然環境を残しつつ緩やかに都市化が進められてきました。私たちの生活が快適で文化的になった一方で、こうした開発等により自然環境に大きな影響を及ぼしているという現状もあります。

野洲市は、平成16年10月、野洲市の誕生と同時に環境基本条例を制定し、平成19年3月に野洲市環境基本計画を策定いたしました。これまで「自然分野」「ごみ・資源分野」「まち・くらし分野」を柱に環境保全に取り組んできました。

このたび、同計画を引き継ぐ新しい環境基本計画として第2次野洲市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、平成29年度以降の10年を見通した市の環境施策の行動指針を示しました。本計画では「里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境を次世代へ」をスローガンとし、市民、事業者、行政などすべての個人や団体が、本計画の下で環境活動を推進していくことが安全・安心なまちづくりを実現する原動力になると考えています。特に、里山と琵琶湖をつなぐ家棟川は、流域が市域とほぼ重なっていることから本市の環境保全と関わりの深い重要な川として位置付けています。県内でも有数の魚種数を誇るこの川は、琵琶湖の固有種であるピワマスが遡上する川としても貴重です。このピワマスは自然環境のシンボルとしてとらえ、これが生息し続けられる豊かな環境づくりこそ、後世に継承していくべき大切な財産といえます。

こうした背景のもと、自然環境の保全、限りある資源の有効活用、快適で安心・安全なまちづくりに市民、事業者、行政などすべての主体が関わり、目標をもった活動の指針として本計画を策定いたしました。

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

本計画は、「野洲市環境基本条例」第8条の規定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、どのような取組を進めていくかという方針を定めるためのもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。

本市では「第1次野洲市環境基本計画」（平成19年3月策定。以下、「第1次計画」といいます。）に基づき、「自然分野」、「ごみ・資源分野」、「まち・くらし分野」において、官民協働によりさまざまなプロジェクトに取り組んでおり、本計画はその取組を引き継ぐものです。

また、本計画は、市の上位計画である「第1次野洲市総合計画（改訂版）」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

一方、国においては「安全」・「低炭素」・「循環」・「自然共生」の視点から持続可能な社会への転換をめざしており、滋賀県においては国の方針に加えて「人」や「地域」の創造、「琵琶湖環境」に視点を置いた取組を推進しています。

本計画は、こうした社会情勢に鑑み、法や制度等を踏まえた上で、野洲市における新たな取組を計画的かつ総合的に推進するため、第1次計画を継承しつつ実現性の高い内容に見直したものです。

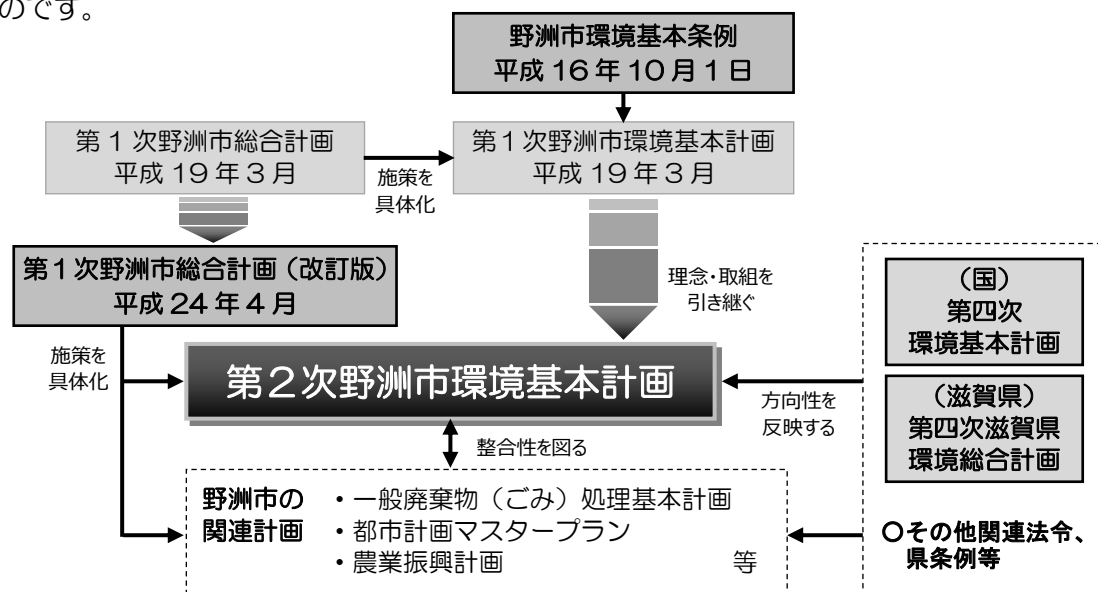
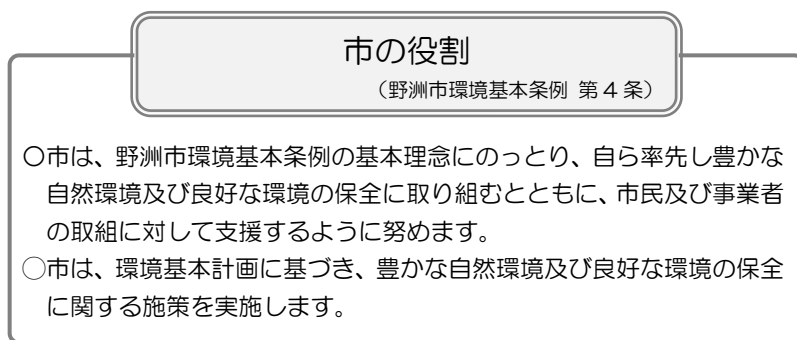
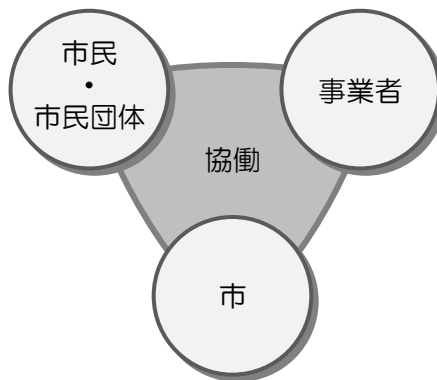
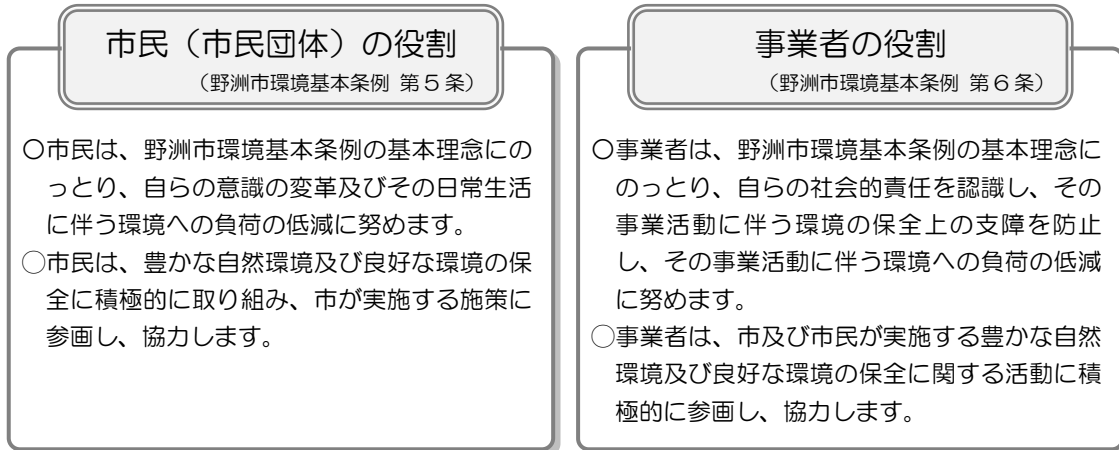


図 1.1.1 本計画の位置付け

1.2 計画の推進主体

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。



1.3 計画の対象

本計画は、生活環境・自然環境に循環型・低炭素社会を加えた範囲を対象とします。
 なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。



図 1.3.1 本計画で対象とする環境

1.4 計画の期間

計画の期間は、平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に関する目標や施策方針などを見直す必要が生じた場合には、必要に応じて改定するものとします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39～
野洲市 総合計画	第1次野洲市総合計画 (平成19～平成23年度)					第1次野洲市総合計画(改訂版) (平成24～平成32年度)						次期総合計画									
環境基本計画	第1次 野洲市環境基本計画 (平成19～平成28年度)											第2次 野洲市環境基本計画 (平成29～平成38年度)									

図 1.4.1 計画の期間

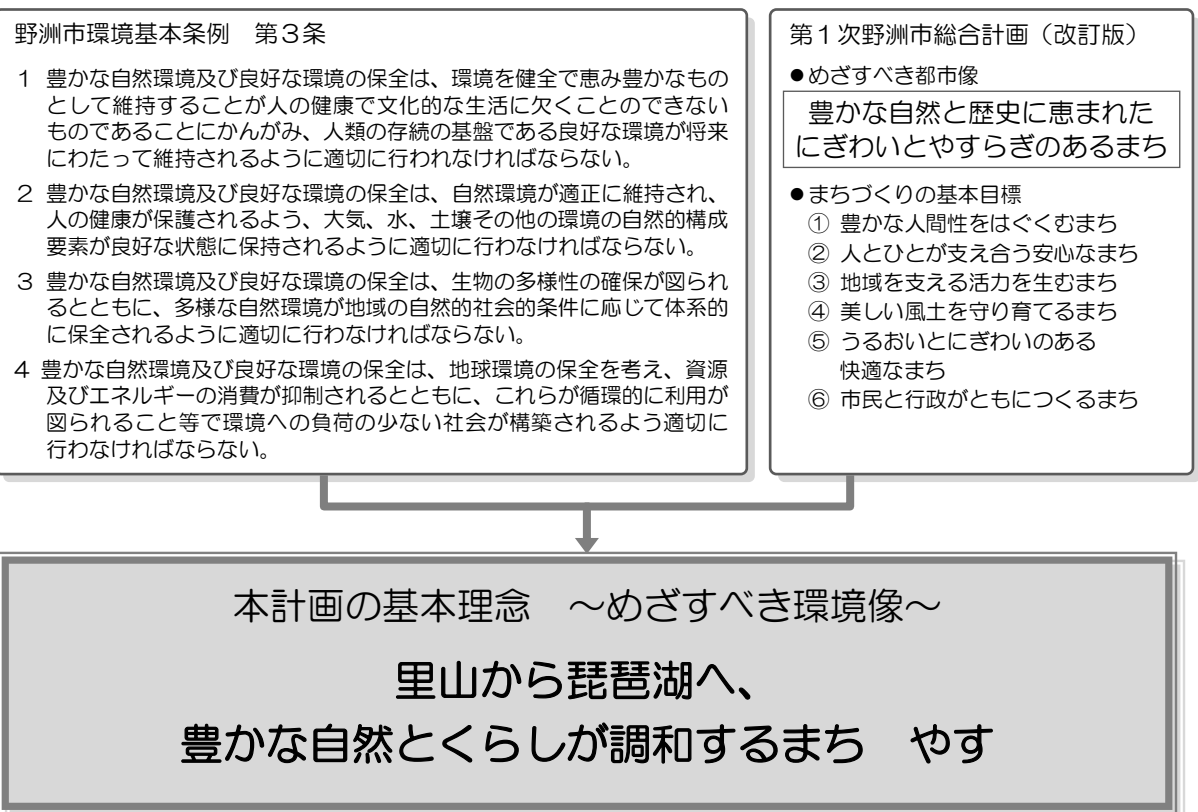
第2章 計画の理念・目標

2.1 基本理念

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」（平成 16 年制定）においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の 4 つを基本理念としています。

また、平成 24 年に改訂した本市の「第 1 次野洲市総合計画（改訂版）」では、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」をめざすべき都市像として掲げ、この都市像を実現するために、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながらまちづくりを進めることとしています。

本計画においては、本市の都市像やまちづくりの目標、環境の保全と創造の基本理念及び環境の現況を踏まえ、基本理念（めざすべき環境像）を以下のとおり掲げることとします。



2.2 基本目標と施策の方針

1) 国・県の環境政策の方向性

本計画の取組にあたって参照すべき上位の計画を見ると、国が平成 24 年 4 月に策定した第四次環境基本計画において、「持続可能な社会の構築」を基本的な理念としていますが、その中で、目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であるとしています。

また、滋賀県が平成 26 年 10 月に策定した第四次滋賀県環境総合計画において、目指すべき将来像として、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現を掲げ、その実現のために「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」、「琵琶湖環境の再生と継承」、「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」を基本目標として定め、取組の方向性を示しています。

2) 野洲市の上位計画

本市のまちづくり全般に関する最上位計画である「第 1 次野洲市総合計画（改訂版）」（平成 24 年 4 月）においては、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」の実現のため、環境保全に関連する分野として「地域環境の保全と創造」、「ふるさとの景観の保全と創出」、「快適な居住環境の確保」、「道路ネットワークの整備」、「公共交通の利便性の向上」、「温暖化対策への取組」、「廃棄物の抑制とリサイクルの推進」、「市民活動の促進」などの施策を総合的に推進することとしています。

これら上位計画の理念や施策体系に鑑み、本計画では、「生活環境」、「循環型社会・低炭素社会」、「自然環境」及び「環境学習・市民活動」の各分野において基本目標を掲げ、施策を展開していくこととします。

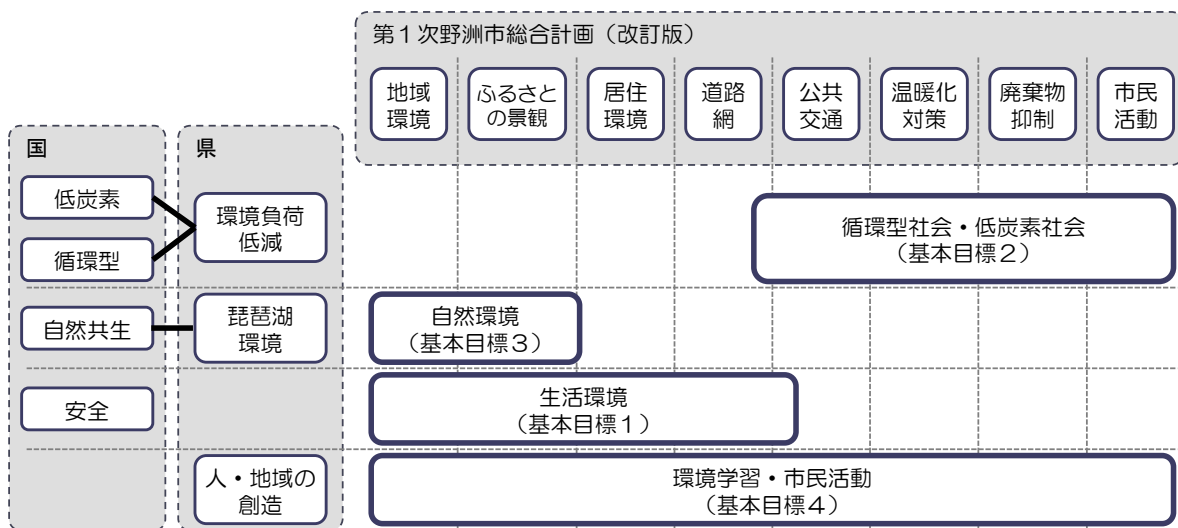


図 2.2.1 環境基本計画を構成する 4 つの基本目標

本計画では、基本目標を以下の4つとします。

基本目標1 安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり

不要な照明の消灯や、公共交通機関をできるだけ活用するなど、一人ひとりが出来ることから取り組みます。また、省エネルギーの普及啓発や資源循環などに積極的に取り組んでいくことにより、環境に優しい、新しいライフスタイルへの転換を図り、資源やエネルギーを大切に、エコな暮らしを実現するまちとすることを目標とします。

基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

私たちのまちは、里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境に恵まれています。その中心には里山を水源とする家棟川が流れ、琵琶湖へ注ぎ、その流域は市域とほぼ重なっています。この山から湖へつながる流域では、多くの生きものが生息し、私たちも自然の恵みを受けて暮らしています。この野洲市ならではの自然環境を保全し、生物多様性を育み、人と自然が調和する自然環境づくりを推進していくことを目標とします。

基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

市民（市民団体）・事業者・行政が環境保全や生物多様性の確保などに関する意識を高めるために、さまざまな場所で環境教育や環境学習が行われるとともに、それぞれの立場から積極的に行動し、普及に努めるなど、常により良い環境づくりのために活動します。そして、これらの各活動がネットワークとしてつながっていくことにより、だれもが環境保全に参加するまちとすることを目標とします。

本計画の4つの基本目標は互いに密接な関わりを持っており、すべての分野においてバランス良く取組を進めていく必要があります。

とりわけ「4.環境学習の推進による市民活動の促進」は環境保全を担う人づくりの面を持っているため、本市においても積極的に取り組むべき目標と考えています。

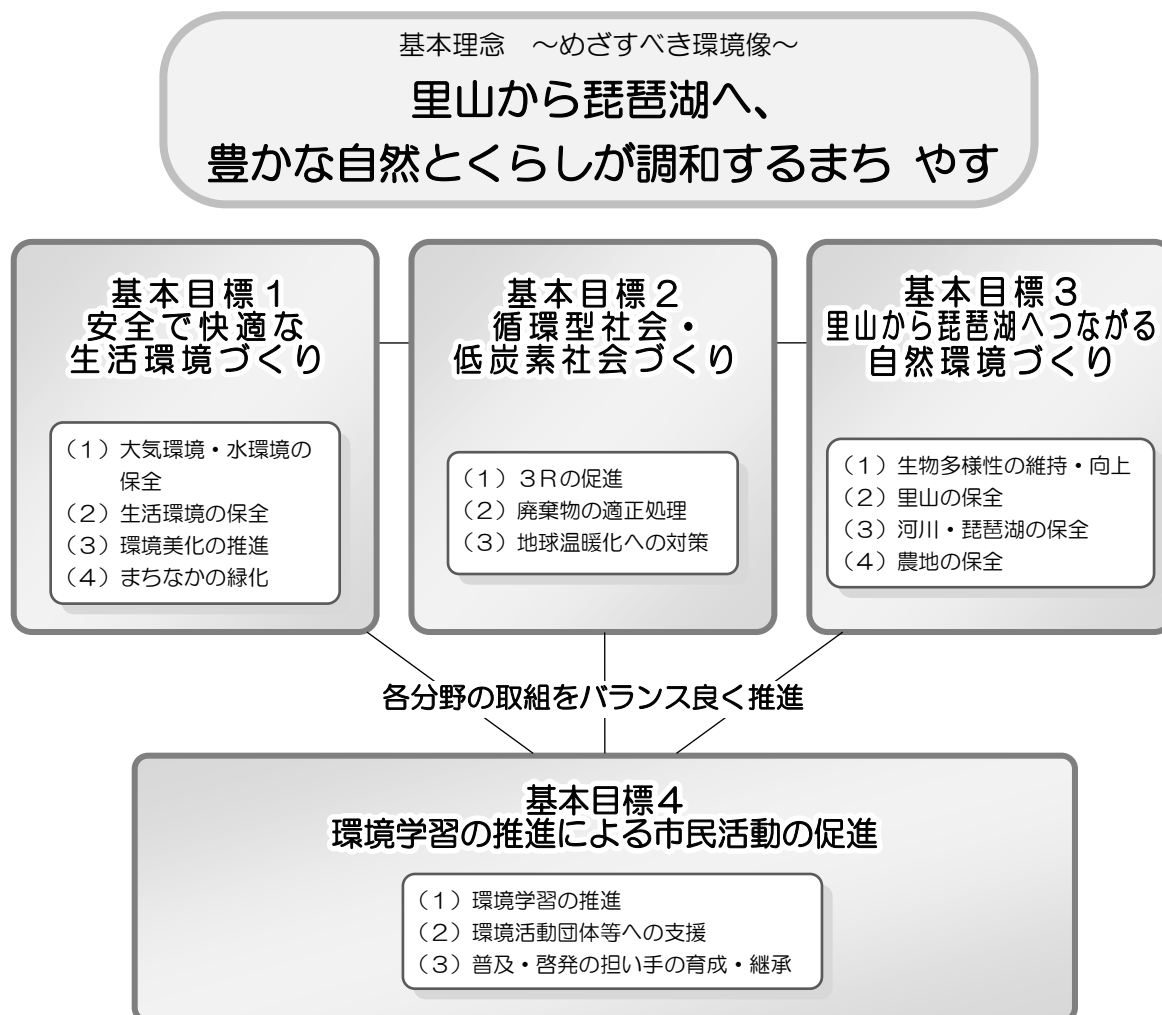


図 2.2.2 本計画の4つの基本目標における相互の関わり